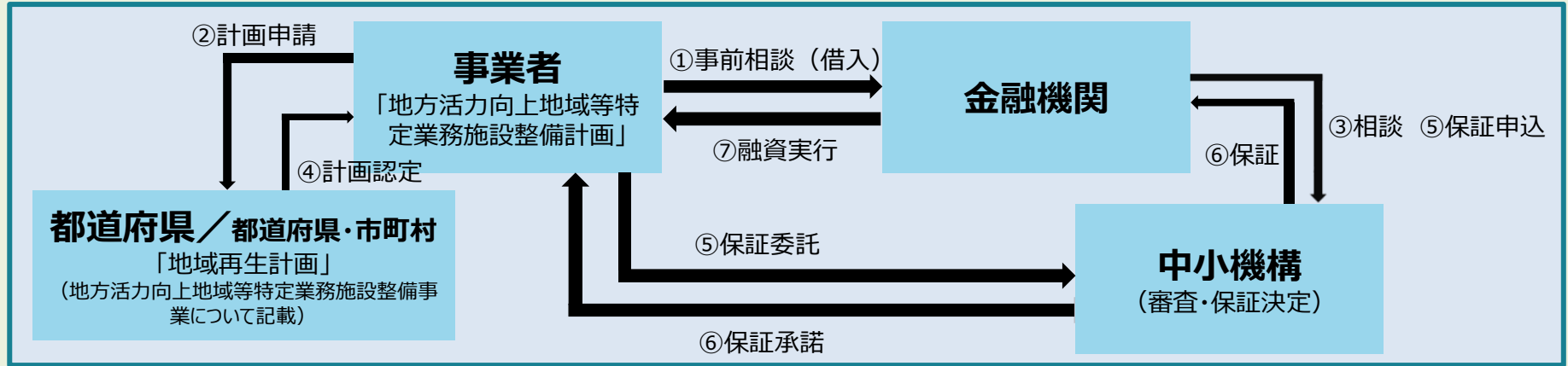


# 資金調達に関する特例措置①：債務保証

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者は、当該計画の実施に必要な資金を調達する際、中小企業基盤整備機構の債務保証を受けることができます。

## ● スキーム



## ● 制度概要 (地方活力向上地域等特定業務施設整備事業円滑化債務保証制度)

対象事業者	地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの		
保証限度	15億円	資金用途	認定計画で認められた用途のうち設備資金
保証割合	借入元本の30%	担保	原則として徴求 （保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い）
保証期間	10年以内 （必要に応じて3年以内で据置期間設定可能）	保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し対応。
保証料	年0.3%（無担保扱いの場合は年0.4%） 1年毎前払い		

## ● お問い合わせ先

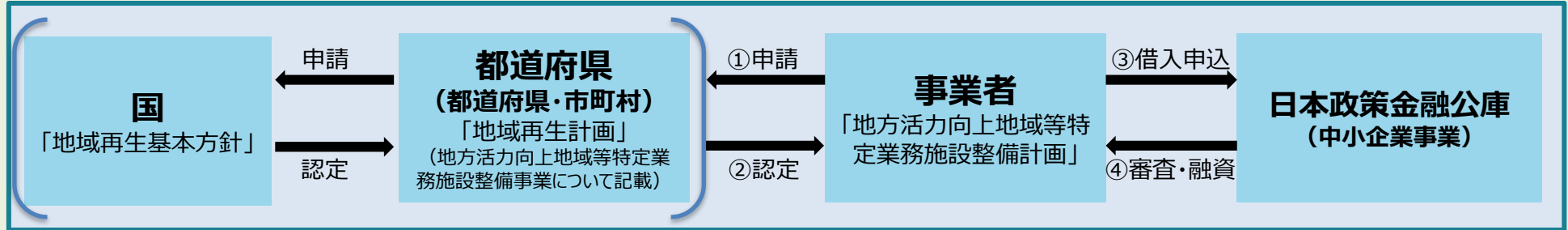
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 事業基盤支援課  
TEL 03-5470-1575

※令和4年度時点

# 資金調達に関する特例措置②：融資制度

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（中小企業者）は、当該計画の実施に必要な資金を調達する際、長期かつ固定金利で日本政策金融公庫から融資を受けることができます。

## ● スキーム



## ● 制度概要（地域活性化・雇用促進資金〈地方活力向上地域等特定業務施設整備計画関連〉）

貸付対象	地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者	
資金使途	設備資金及び長期運転資金	
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）
	長期運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付限度	7.2億円（うち運転資金2.5億以内）	
貸付利率	基準利率。ただし、設備資金については、2.7億円を限度として特別利率③とする。	

## ● お問い合わせ先

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル  
TEL 0120-154-505